

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年9月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和2年9月25日（金）午後5時30分、太華中学校運動場において、野球部の部活動中に行ったティーバッティングの練習中、生徒が打ったボールが球出しをしていた被害生徒の左目を直撃し、負傷した事故

(2) 損害賠償の相手方

市内在住の被害生徒及びその親権者

(3) 損害賠償の額

¥516,844-

2 専決処分の年月日

令和6年8月16日